



みんなてつこう まちの基本ルール

12月9日に第16回自治基本条例(仮称)市民懇話会を開催し、前回に引き続き「市民が主体のまちづくり」を進めるための市民、議会、市の役割や仕組みについて検討を行っています。今号では「市民参加」に関する検討内容のうち、市民に関することらについてお知らせします。

名寄市の自治基本条例

市民参加 懇話会意見交換から

まちづくりの基本原則

市民懇話会では、市民が主役のまちづくりを進めるための大事な考え方として「市民がまちづくりに参加すること」を掲げ、市民の権利と役割の面から検討を行っています。

市民の権利として：

まちづくりに参加するにあたって、「すべての市民は、性別、国籍、年齢、心身の状況や社会的・経済的環境などの違いにかかわらず、平等な権利を持っている」と考えています。そして市は、市民の権利を守る役割を担わなければならないという位置付け、その役割についても検討しています。

市民の役割は：

権利を持つということは、義務も負つとの考え方から、権利を持つ「市民の役割」として整理をしています。「市民は、まちづくりに参加する権利に基づいて、自らの意思によって主体的にまちづくりに参加する」としており、あわせて市民は互いに尊重、協力し、市民全体の福祉や次の世代の責任を持つことが大事であるとまとめています。懇話会では、市民が主役であるための仕組みや制度とともに主役としての市民の姿についても議論を進めています。

= 市民懇話会の取り組み =

「自治基本条例のあり方」を検討する懇話会も16回の会議を重ね全体像が形を成してきました。その内容について広く市民の皆さんにお知らせするとともに意見をお聞きする機会を持つ取り組みを始めました。

...

11月18日 ピヤシリ大学公開講座「自治基本条例について」

11月26日 市議会議員との意見交換会「自治基本条例のあり方」

...

これからも多くの市民の皆さんから意見をお聞きし、提言としてまとめる予定です。

市民懇話会での検討状況は「広報なよろ」でお知らせしているほか、会議録(要旨)などは市のホームページ(窓口案内から探す 総務部 地域振興課情報提供 地域振興課情報サイト)でご覧になれます。また、懇話会の傍聴もできますので開催日程など詳しくはお問い合わせください。市民懇話会委員による「市民懇話会だより(第2号)」を発行しました。あわせてご覧ください。

問い合わせ 地域振興課地域自治係(市役所名寄庁舎3階) ☎01654 2111(内線3313) ☒ ny-shinkou@city.nayoro.lg.jp http://www.city.nayoro.lg.jp

名寄市徘徊高齢者SOSネットワーク ワーク 事前登録で、地域でみんな なで安心して暮らせるまちに

まずは事前登録を
事前にネットワークに登録していただくことをおすすめします。これにより、素早い対応と速やかな発見につながります。必要なものは
対象となる方の最近の写真と登録申請をする方の印鑑

登録窓口は

市福祉事務所高齢福祉課(名寄庁舎2階) ☎01654 2111
内線3231・風連庁舎1階 ☎01655 2511
内線113)まで。

利用方法

もしも、行方が分からなくなった場合は、まず名寄警察署にご連絡ください。

連絡先は
名寄警察署生活安全課(☎01654 0110)

家族の方へ

行方が分からなくなった時は、時間がたつにつれ、行動範囲が広がって捜しづらくなりますので、速やかに警察へ連絡してください。

親戚、友人など思い当たる所への確認をしてください。また、本人を発見した時には速やかに連絡をお願いします。何回か行方不明になったことのある場合は、同じ方向など、このあたりを捜してください。

名寄市徘徊高齢者SOSネットワークの流れ



普段からの心得
衣服には名前・連絡先を付けておいてください。
事前に、近所の方に協力ををお願いしておいてください。